

畜舎特例法に基づく事務手数料

(滋賀県使用料および手数料条例別表第 71 抜粋)

1 件あたりの金額

区	分	金 額
(1)畜舎建築利用計画の認定の申請に対する審査 (法第 3 条第 1 項)		
ア	特例畜舎等のみである場合	6,000 円
イ	大規模畜舎等がある場合	
	【床面積の合計】	
(ア)	3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内	236,000 円
(イ)	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内	296,000 円
(ウ)	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内	456,000 円
(エ)	50,000 平方メートルを超えるもの	756,000 円
(2)畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査 (法第 4 条第 1 項)		6,000 円
ア	畜舎等が特例畜舎等のみである場合	
イ	大規模畜舎等がある場合	
	【床面積の合計】	23,000 円
(ア)	30 平方メートル以内	32,000 円
(イ)	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内	45,000 円
(ウ)	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内	58,000 円
(エ)	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内	97,000 円
(オ)	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	146,000 円
(カ)	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	236,000 円
(キ)	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内	296,000 円
(ク)	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内	456,000 円
(ケ)	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内	756,000 円
(コ)	50,000 平方メートルを超えるもの	
(3) 大規模畜舎等の仮使用の認定の申請に対する審査 (法第 6 条第 2 項ただし書)		120,000 円
(4)認定畜舎等の譲渡および譲受けの認可の申請に対する審査 (法第 10 条第 1 項)		6,000 円
(5)認定計画実施者である法人の合併の認可の申請に対する審査 (法第 10 条第 2 項)		6,000 円
(6)認定計画実施者である法人の分割の認可の申請に対する審査 (法第 10 条第 3 項)		6,000 円
(7) 接道の義務の特例に関する認定 (第 48 条第 2 項)		25,000 円

注1 (1)の項および(2)の項の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 大規模畜舎等の新築をする場合 当該新築に係る大規模畜舎等の床面積

(2) 大規模畜舎等の増築、改築またはその構造に変更を及ぼす行為をする場合 当該増築、改築またはその構造に変更を及ぼす行為に係る部分の床面積

(3) 特例畜舎等の増築または改築をする場合（増築または改築後の畜舎等が大規模畜舎等に該当することとなる場合に限る。） 当該増築または改築に係る特例畜舎等の当該増築または改築後の床面積

2 (1)の項の認定の申請（同項イに掲げる場合に係るものに限る。）または(2)の項の変更の認定の申請（同項イに掲げる場合に係るものに限る。）であって規則で定める書面の添付がなされたものに係る手数料の額は、6,000円とする。